

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下、「最優秀提案事業者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

2023年（令和5年）10月25日

水のカムイ観光圏協議会認定観光圏整備事業者
一般社団法人釧路観光コンベンション協会
会長 藤 井 芳 和

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務委託名 アドベンチャートラベル関係事業者招請事業業務委託
- (2) 業務概要
別添資料「アドベンチャートラベル関係事業者招請業務委託に係る企画提案募集要項」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から2024年（令和6年）2月29日まで
- (4) 契約上限額 9,739,000円とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ア 日本国内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
 - エ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
 - オ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 事務局

水のカムイ観光圏協議会認定観光圏整備事業者
一般社団法人釧路観光コンベンション協会 担当：福永
郵便番号：085-0017 釧路市幸町3丁目3番地
電話：0154-31-1993 FAX：0154-31-1994
e-mail：mail@kushiro-kankou.or.jp

※本プロポーザルに関する質問は、電子メールまたはFAXでのみ受け付ける。

4 書類の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、コンソーシアムは、様式第2号の書類を合わせて提出すること。

ア 提出書類及び期間等

提出書類名	提出期間	提出先
①参加表明書（様式第1号）	2023年（令和5年） 10月25日から <u>31日</u> までの土曜日及び日曜日 を除く毎日、9時から1 7時まで。	「3 事務局」 に同じ。
②コンソーシアム協定書兼委任状（様式第2号）		
③申請資格に係る申立書（様式第3号）		
④団体概要書（様式第4号）		
⑤企画提案書（様式第5号）	2023年（令和5年） 10月25日から <u>11月</u> <u>9日</u> までの土曜日、日曜 日及び祝日を除く毎日、 9時から17時まで。	
⑥企画提案概要（様式第6号）		

イ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留など配達記録の残るものに限る。）によること。郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、釧路市観光公式サイト「SUPER FANTASTIC Kushiro Lake Akan (<https://ja.kushiro-lakeakan.com/>)」に掲載する。
- (3) 参加表明書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。
- (4) 提出された参加表明書等による参加資格要件審査を水のカムイ観光圏協議会認定観光圏整備事業者である一般社団法人釧路観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）が行い、

適否の判定について書面により通知する。

(5) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションをオンラインで実施する。なお、プレゼンテーションの日時、方法等は別途通知する。

(6) その他

ア 参加表明書等の作成など一切の費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

5 最優秀提案事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された参加表明書等、企画提案書を評価し、最優秀提案事業者を選定する。

6 契約手続

当協会の会長は、「6 最優秀提案事業者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該業務委託の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則（平成 17 年釧路市規則第 83 号。以下「契約規則」という。）の規定に準じ、この者と契約手続を行う。

最優秀提案事業者に選定された事業者については、契約に際し国税納税証明書その 3 の 3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）及び法人住民税に係る納税証明書を提出すること。

7 契約保証金

受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、釧路市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 審査結果及び特定者名は公表する。

(2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は、別添資料「アドベンチャートラベル関係事業者招請事業業務委託に係る企画提案募集要項」による。

※本告示についての問い合わせ先

「3 事務局」に同じ。